

仙台市感染症発生動向調査委員会設置要綱

(平成17年3月31日市長決裁)

(設置)

第1条 感染症の発生動向に関する調査事業（以下単に「事業」という。）を実施するため、仙台市感染症発生動向調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 事業における情報の収集及び分析に関すること
- (2) 前号の情報の提供に関すること
- (3) 前二号に掲げるもののほか、事業の適切な運用を図るために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小児科、内科、眼科、皮膚科、泌尿器科、微生物学、疫学、獣医学等の
専門家
- (2) 仙台市医師会の会員
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年
法律第114号）第14条第1項の規定により宮城県知事が指定する指定
届出機関の医師
- (4) 保健所、衛生研究所等関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の
残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代
理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉局保健所健康安全課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則 (平成23年3月1日改正)

この要綱は、公布の日から実施し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月23日改正)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。